

# 平成17年12月7日

## 会議録 審査内容

### ◇会議録

- 1 日 時 平成17年12月7日  
開会 9時57分 閉会 10時53分
- 2 場 所 幕別町役場5階会議室
- 3 出席委員 6名  
副委員長 小田良一  
委員 芳滝 仁 牧野茂敏 助川順一 杉山晴夫 野原恵子  
議長 本保 征喜
- 4 説明員 経済部長 中村忠行 土地改良課長 角田和彦 農林課長 増子一馬
- 5 傍聴者 額瀨太郎 勝毎記者
- 6 事務局  
局長 堂前芳昭 課長 横山義嗣 係長 国安弘昭
- 7 審査事件  
議案第178号 幕別町畑地かんがい用水施設条例  
所管事務調査項目の決定について
- 8 審査結果 別紙のとおり
- 9 審査内容 別紙のとおり

副委員長 小田良一

## ◇審査内容

(9:57 開会)

○副委員長（小田良一） ただいまから産業建設常任委員会を開催いたします。

本日の委員会につきましては、伊東委員長が入院加療中のため欠席しておりますので、私、副委員長の小田が委員長の職務を務めさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

これより、議事に入ります。

本日の議題につきましては、本委員会に付託されました議案第178号、幕別町畑地かんがい用水施設条例であります。

審査につきましては、本条例の提案の理由及び条例の内容等の説明を受け、その後質疑応答、採決と進めさせていただきます。

それでは議案第178号、幕別町畑地かんがい用水施設条例につきまして、説明を求めます。

土地改良課長。

○土地改良課長（角田和彦） それでは、議案第178号、幕別町畑地かんがい用水施設条例について、ご説明申しあげます。

昨日の本会議におきまして助役より提案説明を申しあげておりますので、重複する部分がございますけれども、ご了承いただきたいと思っております。

幕別町畑地かんがい用水施設条例につきましては、国営かんがい排水事業幕別地区及び札内川地区の一部が平成18年度に供用開始になりますことから、条例を制定するものであります。

両地区の国営かんがい排水事業は、5月から9月にかけての降水量が少ない幕別町の気候からくる恒常的な水不足を畑地かんがい用水の確保により解消し、また、降雨時の加湿や浸水被害を基幹排水路の整備を行うことにより防止して生産性の向上を図ることを目的に、事業を推進してまいりました。

国営かんがい排水事業幕別地区は、昭和58年度より幕別ダム調査実施設計を行い、平成8年度には工事に着手、平成16年度に全ての工事が完成し、今年度におきましては淡水試験等のダムの性能試験を行ったところであり、別添図面をご参照いただきたいと思っておりますけれども、相川、猿別、千住及び豊岡地区の各一部が受益地となっております。

また、関連事業といたしまして、道営畑地帯総合整備事業相川地区及び西幕別地区におきまして、かんがい用水関連事業を進めており、今年度中にはかんがい用水関連事業分について完了する予定であります。

次に、国営かんがい排水事業札内川地区についてであります。別添図面の大きい方になります。札内川ダムの水を取水いたしまして、中札内村、更別村、帯広市、幕別町の1市1町2村が受益地となるかんがい排水事業であります。幕別町の受益地としては、糠内、五位、中里、駒島、弘和及び美川の各一部となっております。

この事業は、第1地区と第2地区に分かれて事業を進めております。

第1地区は主に取水施設から中札内村、更別村、帯広市の各一部と、幕別町の美川地区を施工するものでありまして、取水関連施設整備工事であります第1期工事は、平成2年度に着手し平成10年度に完了、その他の整備工事である第2工事につきましては、平成9年度に工事着手し平成18年度工事完了となっております。

第2地区は中札内村、更別村、帯広市の各一部と幕別町の糠内、五位、中里、駒島、弘和地区の整備工事でありまして、主に幕別町分の第1期工事は平成8年度に工事着手し平成17年度に完了予定、その他の整備工事である第2工事は、平成17年度に着手し平成23年度に完了予定となっております。

また、関連事業といたしまして、道営畑地帯総合整備事業南幕別地区におきまして、かんがい用水関連

事業を進めており、今年度中に一部かんがい用水関連事業が完了するようであります。なお、美川地区につきましては、平成18年度に事業着手を予定している道営畑地帯総合整備事業美川地区において整備を予定しております。

以下、条項によってご説明させていただきます。

第1条につきましては、条例制定の目的を定めるものであり、畑地かんがい用水施設の管理運営に関して必要な事項を定めることを目的としております。

第2条につきましては、名称及びかんがい区域を定めるものであります。国営かんがい排水事業幕別地区に属するものの名称を幕別町地区畑地かんがい用水施設とし、区域は相川、猿別、千住及び豊岡地区の各一部をかんがい区域と定めております。また、国営かんがい排水事業札内川地区に属するものの名称を札内川地区畑地かんがい用水施設として、区域は糠内、五位、中里、駒島、弘和及び美川地区の各一部をかんがい区域と定めております。

第3条につきましては、対象者を定めるものであり、第2条に規定する区域内において土地改良法第3条に規定する資格を有するものを対象者とするものであります。土地改良法第3条に規定する資格を有する者とは、土地改良事業に参加する資格を有する者で、一般的には農用地で耕作又は養畜の業務の目的に使用されている所有者や借地人などが代表的な例であります。

第4条につきましては、畑かん施設の使用に際して町長の許可を受けることを定めるものであります。これは、畑かん施設を使用しようとするものは、散水受益面積、栽培ハウス面積、使用する用水施設等を明記して許可申請書の提出をしなければならないこと、及び町長が申請書を審査して適当と認めた場合には許可書を交付することを規則において定めるものであります。

第5条につきましては、第4条で許可を受けたものが、当該許可の内容を変更する場合に町長の許可を受けることを定めるものであります。これは畑かん施設の利用者が散水受益面積、栽培ハウス面積、使用する用水施設等に変更が生じた場合、変更項目、変更理由及び変更後の内容を明記して、変更許可申請書の提出をしなければならないこと、及び町長が申請書を審査して適当と認めた場合には、変更許可書を交付することを規則において定めるものであります。

第6条につきましては、第4条で許可を受けた者が畑かん施設の使用を中止する場合に、町長に速やかに届け出をすることを定めるものであります。

第7条につきましては、給水の制限及び停止する場合について定めるものであります。第1項では干ばつや地震による天災及び維持管理や修繕に関わる工事のために、給水の制限や停止を行う場合で、計画的にそれらを行う場合にはあらかじめ日時を周知すること、予測のつかない緊急の場合には周知を行わずに給水の制限や停止ができることを規定しております。第2項では、前項の給水の制限や停止により損害が生じた場合であっても町はその責任を負わないことを定めております。

第8条につきましては、使用者の修繕費用の負担区分を定めるものであります。第1項では基幹施設と用水路施設についての修繕費用は町が負担し、町負担分を除く畑かん施設の修繕に要する費用は使用者の負担とすること、及び町長が認めた場合には当該費用の全部又は一部を町が負担することができることを定めております。第2項では、例えば使用者が冬期に水抜きを怠り、畑かん施設を破損させた場合のように、使用者の責に帰すべき事由により畑かん施設に修繕の必要が生じた場合には、使用者がその修繕費用を負担することを定めるものであります。

第9条につきましては、使用者及び水利組合の責務について定めるもので、第1項では使用者は水利組合を組織して畑かん施設を使用することを定めています。水利組合は畑かん施設の使用並びに維持管理において必要な組織であり、平成17年2月には幕別地区相川水利組合が設立され、活動を行っているところで

あります。第2項では、1号から5号の各号において水利組合の業務について規定するものであり、1号、2号では各施設の定期巡視、草刈、水抜き作業等や、維持管理についての指導を行うこと等を定めています。3号では地震時などにおいての見回りや漏水箇所発見時に制水弁を閉める作業や、それらの作業に伴う給水制限の連絡について定めています。4号ではリールマシーンなどの散水施設を使用する場合の順番等を計画して使用することを定めています。第3項では、使用者が末端施設を破損した場合の届け出及び修繕について定めるものであります。

第10条につきましては、第4条で許可を受けた者が施設の改築や追加工事を行う場合に、町長の許可を受けることを定めるものであります。これは、畑かん施設の利用者が、畑かん施設を改築する場合や追加工事を行おうとする場合、その理由、施設の名称、施工場所及び内容、工事の期間等を明記して、改築・追加工事等施工申請書を提出しなければならないこと、及び町長は申請書を審査して適当と認めた場合には、変更許可書を交付することを規則において定めるものであります。

第11条につきましては、分担金を定めるものであります。別表に定める分担金を徴収することとしております。別表をご覧くださいと思いますが、4ページになります。別表第11条関係となっておりますが、この表にありますとおり、基本額3万5,000円と受益面積加算額に合計額を分担金として徴収することとしております。分担金は第4条において、畑かん施設の利用者が許可された受益者に対して賦課するもので、面積に関わらず基本額の3万5,000円を納めていただくこととなります。また、受益面積加算額につきましては、国営かんがい用水の受益者の面積に応じて賦課するもので、これは受益面積によって使用する水量も違ってくることから、考慮しているものであります。10アールあたりという単位につきましては、1,000平米でありまして、約1反にあたります。農地の面積を表現するのにわかりやすい単位ということで、10アール単位という単位を使っております。なお、分担金については年額としております。3ページにお戻りいただきまして、第2項では年度途中の使用開始又は中止した場合の分担金を定めるものであり、9月1日以降に使用開始した場合と、8月31日までに使用を中止した場合には、分担金を2分の1と定めるものであります。第3項では、改定の有無は別といたしまして、4年ごとに分担金の見直しを行うことを定めております。

第12条につきましては、分担金の免除について定めるものでありまして、例えば洪水で大規模な被災があった場合などに分担金の全部又は一部を免除することができると規定するものであります。

第13条につきましては、末端施設の切り離しに関して定めるものでありまして、使用見込みがない多目的給水栓や圃場内給水栓などを切り離すことができると規定するものであります。これらの施設は、あくまで町有施設でありますことから、使用者がいない物件の維持管理は町が行うこととなりますので、事故等での無駄な出費を未然に防ぐための措置であります。

第14条につきましては、過料に関して定めるものでありまして、各号に定めた行為を行ったものに対して過料を課すと規定したものであります。地方自治法第14条では、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例に違反した者に対して2年以下の懲役若しくは禁固、100万以下の罰金、拘留、過料、これは財産権の過料です。若しくは没収の刑、又は5万円以下の過料を課す旨の規定を設けることができるとありますけれども、本条例では、行政上の義務を履行させる手段としての執行罰の意味合いから5万円以下の過料を課すことができると定めるものであります。

第15条につきましては、委任規定で、施行に際して必要な事項は規則で定めるものとするものであります。

次に附則であります。本条例の施行月日を平成18年4月1日とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○副委員長（小田良一） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

杉山委員。

○委員（杉山晴夫） 参考までにお聞きいたしますが、両施設の予定受益者数は何戸か。それから分担金によって、予測ですが、運営は可能かどうか。この2点についてお聞きします。

○副委員長（小田良一） 土地改良課長。

○土地改良課長（角田和彦） まず、受益者数でございますけれども、現在の予定では幕別地区におきましては65戸程度と予想されております。また、札内川地区につきましては102戸程度と予想されております。

なお、分担金についての運営が可能かということは、町が手出しなく運営が可能かというご質問だと思いますけれども、幕別地区においては単独でダムを維持管理していかなければならないという状況にありまして、幕別ダムの維持管理の運営費だけでも、平成18年度の新年度予算に計上させていただきますけれども、1,300万程度は必要と考えております。

本条例でいきますと、分担金、例えば幕別地区だけの話で考えても、入ってくる使用分担金につきましては250万円程度と考えておりますので、相当な開きがございます。また、札内川ダムにつきましては、1市1町2村におきまして、維持管理協議会を設立しております。その維持管理協議会におきまして、維持管理を行っていくわけなんですけれども、それに対して町は負担金を納めるという形になります。札内川地区におきまして、先ほどご説明申しあげましたように、国営事業が平成23年度まで、これは主に更別地区の工事になると思いますけれども、かかってしまうこと。国営事業が終わらなければ関連事業である道営事業に入れないということで、一番整備が遅れる更別地区におきましては平成27年度くらいまで関連事業がかかるということで、それ以降にフル稼働した状態での維持管理が始まるということになります。

そんなことから、負担金につきましては平成18年度からは供用開始する戸数の割合で、とりあえず当面平成25年くらいまでを目途に納めていこうということが協議会で確認されている事項でありまして、新年度に18年度におきましては、幕別町の負担割合が23.3%程度になるはずでございます。その部分で、協議会に納める負担金の予定額でございますけれども、たぶん340万円ほどになるかと思っております。

本条例で納められる分担金につきましては240万円程度となる予定でおりますので、こちらにつきましても100万円程度の赤字が予想されます。これは農業振興施策という意味合いからもやむを得ないことかと考えております。以上でございます。

○副委員長（小田良一） 他にありませんか。

牧野委員。

○委員（牧野茂敏） 先ほど水利組合の話がちょっと出たんですけれども、相川地区だけで、これからこの猿別だとか千住であるとか、地区ごとに水利組合を作っていくということですか。そうではなくて、大まかに一つか二つということになるんですか。その辺どうでしょうか。

○副委員長（小田良一） 土地改良課長。

○土地改良課長（角田和彦） まず、相川地区の水利組合が先行したということにつきましては、今年度当初で相川地区におきましてはほとんど整備が完了していたと。それから先ほど申しあげましたように、幕別ダムについても整備が完了しておりまして、本稼働ではなく、試験稼働ということで相川地区につきましては、かんがい用水、幕別ダムの水を使えるという状況にありましたので今年の2月に組合を立ち上げていただいて、試験的に相川地区につきましては水を使っていたいております。

それから、幕別地区におきまして千住地区の部分がまだ水利組合立ち上がっておりませんが、これにつきましては、やっと工事がほぼ完了した状況になっておりますので、これから新年度に向けまして年度内に立ち上げを行おうと考えているところであります。ただ、相川地区と千住地区を一つにするのか、

別々でいくのかというのは、地元の方と協議させていただいて決めていこうと考えているところでありま  
す。また、札内川地区におきましてもかなり広範囲になっておりまして、どのような形の水利組合が相応  
しいのかという部分については、地元に入って調整をさせていただきたいと考えておるところなんですけ  
れども、一つの水利組合で各下にいくつかの地区をぶら下げる形がいいのか、各地区ごとに水利組合を設  
けるのかという部分については、まだ確定したものはございません。

○副委員長（小田良一） 牧野委員。

○委員（牧野茂敏） それとですね、9条で水利組合を中心としてこれからも施設の色んな管理運営だとか、  
そういうことを中心としてやっていくということになるんですね。それともう一つあわせて、さっきの  
基本額の3万5,000円なんですけれども、これの算定基礎を少し教えていただければと思います。

○副委員長（小田良一） 土地改良課長。

○土地改良課長（角田和彦） まず維持管理についてでございますけれども、あくまで受益者の方の施設だ  
という意味合いもありますことから、巡視ですとか、草刈り、用地を買い上げて施設を作っている部分な  
どがございますので、その周りの草刈ですとか、後は地震の時に漏水がしていないだろうかとかという  
ことですか、そういう程度のことにつきましては作っていただいた水利組合の中で運営を行っていただ  
きたいと考えております。

3万5,000円の算出基礎でございますけれども、これにつきましては、過去町が事業を進めてきた中で相  
川地区におきましては、ちょっと今回の条例とは違うんですけれども、給水栓1栓につき3万円。2栓目、  
3栓目が各5,000円程度、4栓目以降については取らないと。ですから、1栓ついている方で3万円程度。  
3栓以上ついている方で4万円程度という説明で、幕別地区については事業を進めてまいりました。

それから札内川地区につきましては、面積も大きいことから1栓については7万円、2栓目、3栓目が  
各5千円、4栓目以上が無料という程度の目安になるだろうということで事業を進めてきております。

本条例におきまして3万5,000円と定めさせていただきましたのは、そういった過去の説明の部分もござ  
いますことから、それにある程度近い形になるようにということで、多少変則的な形にはなっております  
けれども、25ヘクタールまで3万5,000円、25ヘクタールから45ヘクタールの部分について10アールあたり  
1反あたり180円、45ヘクタールを越える部分につきましては1反あたり100円というような分担金の設定  
にさせていただいているところでもあります。

○副委員長（小田良一） 野原委員。

○委員（野原恵子） 今、幕別地域なんですけれども、維持管理は平成18年度では約1,300万円程度というご  
説明だったんですけれども、ここには人件費とかそういうものは含まれているのでしょうか。

○副委員長（小田良一） 土地改良課長。

○土地改良課長（角田和彦） 町の職員の人件費という部分については含まれておりません。あと、ある程  
度委託、全て委託というわけではないんですけれども、週5日程度のダム管理所に詰めていただく委託は  
考えておまして、そのお金については含まれております。

一応毎日管理所には行く必要が、24時間というわけではありませんけれども、1日に1回は管理所に行  
く必要があると考えておりますので、週5日について委託をして、週2日くらいは町職員が2日について  
1回は管理所に行くというようなことで管理を進めたいと考えております。以上です。

○副委員長（小田良一） 野原委員。

○委員（野原恵子） そうしますと、町職員はここにずっといるということではなくて、兼務で職務にあた  
るということになっているんですね。それは1名ということですか。わかりました。

○副委員長（小田良一） 他に質疑ありませんでしょうか。

芳滝委員。

○委員（芳滝仁） 分担金なんですけれども、幕別町の過去の流れの形で設定されたということでわかりましたけれども、他の自治体との比較と申しますか、受益者ですから、その辺の比較の上ではどうなんだろうかというのがあったものですから、ちょっとお伺いしたいと思います。

○副委員長（小田良一） 土地改良課長。

○土地改良課長（角田和彦） これにつきましては、各自治体で色々な考え方がございまして、全て受益者負担にするんだというような所もあれば、農業振興施策として行うんだという自治体もございます。

一番近くで条例が決まっているという所であれば、芽室町がございます。これは美成ダムの絡みのかんがい排水事業でございまして、基本料金が2万4,000円、それから10アールあたりが130円ということで運営をされております。その他に古い所では赤井川村という所がありまして、これについては基本料金がなく全て面積負担ということで10アールあたり500円ということになっておりますので、例えば10ヘクタールで換算しますと、芽室町では3万7,000円、赤井川村では5万円というような形になるかと思いません。

その他に札内川地区におきまして、今回12月議会で審議いただいているところだと思うんですけど、中札内村におきましては従来説明していたような中身があるものですから、1栓7万円、2栓目、3栓目が各5,000円ということで、面積に関わりなくという取り方をするというふうにお聞きしているところであります。以上です。

○副委員長（小田良一） 芳滝委員。

○委員（芳滝委員） 全て受益者負担というところもあるとおっしゃいましたね。それはどこなんですか。

○副委員長（小田良一） 土地改良課長。

○土地改良課長（角田和彦） それにつきましては、まだ予定ということでございますけれども、先日網走の方で話を聞いたところによりますと、網走市については全額受益者負担で、それについては全て面積、かかる費用を面積で割って、面積単価を出して、それを使用料で徴収するのかが分担金で徴収するのかが聞いておりませんが、そういう形で算定させていただくというふうにお聞きしているところでございます。

○副委員長（小田良一） 他にありませんでしょうか。

助川委員。

○委員（助川順一） 幕別ダムの関係で、かんがいのその実質利用面積というのか割合というのはどの程度ですか。

○副委員長（小田良一） 土地改良課長。

○土地改良課長（角田和彦） 申し訳ありません。相川、千住地区の全ての畑の面積というものを押さえていなかったものですから、ちょっとここではお答えできないんですけども、国営かんがい排水事業幕別地区を行った時の受益面積、かんがい用水についての受益面積は900ヘクタールということで説明してまいりました。

現在私の方で押さえているたぶん使われるだろうという受益地につきましては、772ヘクタール程度がかんがいに使われるだろうというふうには押さえております。

○副委員長（小田良一） 助川委員。

○委員（助川順一） 例えば今受益地になっていない面積ありますよね。これは途中で受益したいという時はどういう手続きに、想定になるのかな。

○副委員長（小田良一） 土地改良課長。

○土地改良課長（角田和彦） 基本的に、受益地に対して水量が決まってきます。それでダムの規模等も決めて国営事業を進めてきておりますので、国営事業を立ち上げる時に参加すると、私どもは色地と言っておりますけれども、国営かんがい排水事業の受益地の部分にしか水は撒けないということになっております。

そういったことから申し上げますと、現在白地、いわゆる国営かんがい排水事業に当時入らなかった土地については、水は撒けないという形になるかと思えます。

○副委員長（小田良一） 他に質疑はありませんでしょうか。

野原委員。

○委員（野原恵子） 今、助川委員の質問に関連するんですけども、途中から入れないということは施設があっても利用したくても利用できない地域が、戸数が、農家の方が生まれてくる可能性があるということですね。そのときに申し込んでいなければ、新規にそれを利用したくても利用できないということになるんですか。

○副委員長（小田良一） 土地改良課長。

○土地改良課長（角田和彦） 野原委員のおっしゃるとおりでありまして、当時国営事業を立ち上げた時に参加するしないという部分を聞き取りを行ってスタートするわけなんですけれども、あくまで属地主義と申しまして、土地についてまわる、この土地は水の撒いていい土地ですよということで決まっているものですから、その時に参加しなかった土地につきましては、当然白地ということで撒けない土地ということになっております。

それが、離農ですとか、借地ですとか、例えば他のAさんが全て自分の土地については参加してきたと。たまたま離農した土地を買ったところが白地の土地だったということでありました時には、やはりその白地、土地ですから、その白地の土地については撒けないというようなことになってしまうということでもあります。

○副委員長（小田良一） 野原委員。

○委員（野原恵子） そうすると、必要だと感じていても、そこに最初に希望していなければ、今必要であっても利用できないということになりますよね。

○副委員長（小田良一） 土地改良課長。

○土地改良課長（角田和彦） 申し訳ありませんと私が言うべきかどうかわからないんですけども、あくまで土地に対して与えられた権利でございますので、後で気持ちが変わったからだとか、借りたから、買ったからと言っても、撒けないものについては撒けないということでご理解いただきたいと思えます。

○副委員長（小田良一） 野原委員。

○委員（野原恵子） これだけ費用をかけて、その時にそういう約束事があっても現在使えないということになれば、長い年月をかけて色々問題があった中でも実施して作られたものなんですけれども、今利用したいという人がいればそこは利用できるというふうに変えていかなければ、これだけの費用をかけて町の持ち出しもあるわけですから、そこは変えて利用できるというふうにしていくべきではないかと思うのですが、その点はいかがなんでしょうか。

○副委員長（小田良一） 土地改良課長。

○土地改良課長（角田和彦） 今野原委員がおっしゃられるようなことができれば、私も非常に良いと考えるところでありますけれども、皆さん考え方が変わって、当時参加していなかったけれども今水やっぱり欲しいよということになって、水を撒ける土地が増えていきますと、ダムの容量が足らなくなってしまう。そうなってくると、ダムを作り変えるのかという話になってしまいますので、それはちょっと不可

能と考えているところであります。

○副委員長（小田良一） 野原委員。

○委員（野原恵子） そうしますと、今の幕別ダムはこの65戸、今利用予定とおっしゃいましたよね。そこで十分賄えるだけの容量以上はこの幕別ダムでは水を貯めることはできないという計算のことでそうおっしゃっているのでしょうか。

○副委員長（小田良一） 土地改良課長。

○土地改良課長（角田和彦） 先ほど申しあげましたように、国営かんがい排水事業の受益地は900ヘクタールでございます。その900ヘクタールの土地に撒ける容量の水を幕別ダムは持っているということになります。

それで、現在でいきますと774ヘクタールになるであろうと予想している土地所有者、耕作者の方が使われるというふうに考えていますから、数字だけの引き算をしますと、まだ120ヘクタールほどの余裕はダムにはあるということでもありますけれども、それはあくまで使われてはいないけれども、当時参加すると言った土地についての権利の分としてしか残っておりませんので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○副委員長（小田良一） 野原委員。

○委員（野原恵子） この136平米の土地に対する余っている部分があるのであれば、新しく希望する人たちがいた場合にはその範囲内で使えるという方法はできないものなののでしょうか。そういう余裕もあってもいいのではないかと思うんですが。

○副委員長（小田良一） 土地改良課長。

○土地改良課長（角田和彦） 何度も申しあげているんですけども、あくまで属地主義、土地についての権利でございまして、やって不可能ではないと思います。

ただ、それについてはまず今余っている120ヘクタールくらいの土地の所有者、耕作者の方がまずその権利を放棄していいですよと言った場合に初めてその部分の土地について権利のない土地に回せることになるかもしれません。ただ、そういう行為を行おうとする時には、国営かんがい排水事業の基本であるマスタープラン自体を変更しなければならないということになりますので、これは農水省の方にマスタープランがございまして、そういった計画変更の手続きを開発の方をお願いしてやっていただく。

それから水利権につきましても、土地が変わりますので水利権の変更も行うということであれば100%不可能とは言えませんけれども、かなり大変な作業になると予想されます。以上です。

○副委員長（小田良一） 他に質疑はありませんでしょうか。

（なしの声あり）

○副委員長（小田良一） 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わらせていただきます。

続きまして、討論を行いたいと思います。

討論はありませんでしょうか。

（ありませんの声あり）

○副委員長（小田良一） 討論がありませんので、ここで説明員の方については退席をお願いし、暫時休憩をします。

（10：42休憩）

（10：44再開）

○副委員長（小田良一） それでは休憩前に引き続き再開します。

討論がありませんので、次に採決をいたします。

本件は原案を可とすることにご異議ありませんでしょうか。

(なしの声あり)

○副委員長（小田良一） ご異議がないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告の作成については、通常委員長及び副委員長に一任させていただいておりますが、本日は委員長がおられませんので、副委員長の私と年長委員であります杉山委員に一任させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

○副委員長（小田良一） ご異議がないようですので、委員会報告につきましては、私と杉山委員に一任ということにさせていただきます。

次に、その他に入ります。

閉会中の所管事務調査項目の決定について、議題といたします。

各委員のご意見をお聞きしたいと思います。調査項目は何がよろしいでしょうか。

暫時休憩いたします。

(10:47休憩)

(10:48再開)

○副委員長（小田良一） 休憩前に引き続き再開いたします。

野原委員。

○委員（野原恵子） サの農地行政に関する事項とシの企業誘致に関する事項、この中で希望としては道東ライスの所を視察したいという希望があります。

○副委員長（小田良一） それではお諮りします。企業誘致に関することということで、よろしいでしょうか。

確認をいたします。閉会中の所管事務調査項目は、シの企業誘致に関することということに決定いたしました。

その他ですので、他に各委員からご意見はありませんでしょうか。

それでは事務局の方から。

○議事課長（横山義嗣） 私の方からご報告させていただきます。昨日の議会運営委員会におきまして、各会派の方に下ろしていると思うんですが、十勝町村議長会及び林活活性化議員連盟から意見書提出の要請がきております。各会派の方で提出するというので昨日の議会運営委員会の方で決定いたしましたので、担当常任委員会であります産業建設常任委員会が提出委員会となります。

その中で、今回伊東委員長が療養中ということでありますので、昨日の議会運営委員会の中では、副委員長の小田議員が提出者、年長委員であります杉山議員が賛成者ということで、提出をお願いしたいということで議会運営委員会の方で決定しておりますので、ご報告申しあげます。

○副委員長（小田良一） 今の報告、よろしいでしょうか。

助川委員。

○委員（助川順一） 前提には伊東委員長が最終日に来れないという、そういうことですか。

○副委員長（小田良一） 休憩します。

(10:52休憩)

(10:53再開)

○副委員長（小田良一） 再開をします。

よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

○副委員長（小田良一） それではないようでございますので、これで産業建設常任委員会を閉会いたします。

(10:53 閉会)